

「限られた予算の中で、より効果的に社員の給与を決定したい」と願う経営者向けセミナー

会社も社員も得する給与設計の知恵が満載！

60歳からの給与と処遇 ここがツボ！

60歳からの年金と、給与設計のツボがズバリ分かります。
会社も社員も得する給与設計で、ベテランパワーを活性化。



経営の中の人の問題の悩みやもめごとを、経営者の立場で支援するコンサルタント。徳島県内で労務管理、賃金コンサルを数多く行っている。
【著書】「管理職のための労働・社会保険の本」(日本経済新聞社刊)他。

■講師 土橋 秀美

つちはし社会保険労務士事務所 所長
特定社会保険労務士・賃金コンサルタント

社長様、こんなお悩みはありませんか？
この春から必要な、継続雇用の労使協定は、もう対策済みですか？

1. 給与と年金減額の関係が分からない。
2. 社員の手取りは高く、会社の負担は減らしたい。
3. ベテラン社員の処遇はどうするべきか？
嘱託規程の作り方は？
4. 人材の若返りを図りたい。
5. 継続雇用の労使協定で注意する点は？

60歳からの手取り額は、年金と給与と、雇用保険からの高年齢雇用継続給付金との3本柱。給与を高くしても、最終手取りが下がることもある不思議の国に突入します。限りある人件費予算をムダにせず、社員さんの手取りは増やして、ベテランパワーを活性化したい。このような経営者の気持ちを具体的な制度にするための、半日セミナーを開催します。(セミナーの主な内容は裏ページに→)



■お問合せ・つちはし社会保険労務士事務所
TEL：088-611-5558
FAX：088-611-5580

セミナーの日時と場所

◆ 日時 2011年

2/16 (水)

9:30~12:00

◆ 会場 アスティとくしま
徳島県徳島市山城町東浜傍示1

◆ 受講料 15,750円
※2名以上で参加の場合は2人目半額
※顧問先様は半額
(お友達の社長様も半額とします)

☆ お申し込みは、別紙申し込み用紙をFAXでお送りください。折り返し参加証をお送りします。

セミナーでは、 明日から会社で即使える実務的な方法と仕組みをご紹介します。

2011年4月1日より、300人以下の規模の企業においても、60歳以上の社員の継続雇用制度の対象となる高齢者に基準を設ける際には、基準についての労使協定の締結が必要となります。

そんな労使協定なんて、お役所の指導通り結べばいいのだろう？ と安易にお考えではありませんか？ それなら、労働基準監督署に問い合わせるか、インターネットで情報を集めれば良いのです。わざわざセミナー受講するほどのことありません。しかし、変化はチャンスです。ここで、知恵を絞って、会社も従業員もハッピーな社員の継続雇用制度作りに取り組んで、組織全体の処遇制度と、組織を活性化させる賃金制度作りを発展させませんか。(コンサルタント、社会保険労務士の方はご遠慮ください。)

セミナーカリキュラムの一部

1. 「がんばった従業員」にきちんと報いる継続雇用制度を作ろう
2. 「そこそこ従業員」にはそこそこの処遇で満足してもらう継続雇用制度を作ろう
3. お荷物従業員に対する対策 (これについては……。会場で直接お話しします)
4. 60歳以降の従業員の賃金決定で陥りやすいワナ
5. こういう仕組みになっていたのか、厚生年金制度と賃金との関係
6. こういう仕組みになっていたのか、雇用保険と賃金との関係
7. 労使協定で見落としがちな落とし穴と、最強の労使協定作成のツボ
8. 「嘱託規程」はここがポイント

参加者には「会社を元気に
する助成金・給付金」小冊子を
贈呈！

セミナー参加者の特典

1. 「継続雇用制度の労使協定」・「定年退職者の定年退職願」・「継続雇用に関する仮希望聴取書」・「継続雇用労使協定等についての同意書」・「継続雇用制度適用者のための健康状態告知書」・「再雇用者の誓約書」など、ほかでは手に入らない**継続雇用制度のオリジナル書式**を贈呈します。
2. 参加者全員に会社を元気にする小冊子「**会社を元気にする助成金・給付金**」を贈呈します！
3. 希望者には後日、年金と雇用保険の給付を使った高齢者の最適賃金シミュレーションを1名通常価格の半額(15,750円)で行います。(通常31,500円)



会場案内

アスティとくしま

徳島県徳島市山城町東浜傍示1

TEL : 088-624-5111

Ⓟ 200円(1日)

■ 全てのお問い合わせは ■

つちはし社会保険労務士事務所

徳島市助任橋3-3-1 田村ビル2階

TEL : 088-611-5558

FAX : 088-611-5580

MAIL: sr@tsuchihashi-siki.com



☆ お申し込みは、別紙申し込み用紙をFAXでお送りください。折り返し参加証をお送りします。